

京都市告示第 6 4 4 号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき，次の者を京都市公金
収納受託者として，公の施設に係る公金の徴収及び収納事務を委託します。

令和 3 年 3 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

| 京都市公金収納受託者 | 委託をする徴収及び収納事務の内容 | 委託する期間 |
|------------|---|--|
| フジカ株式会社 | 国際会館駅保管所における放置自 転車等の撤去及び保管の費用の徴 収及び収納事務 | 令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで |
| 同上 | 石田保管所における放置自転車等 の撤去及び保管の費用の徴収及び 収納事務 | 令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで |

(建設局自転車政策推進室)